

やめよ! 徳山ダム

徳山ダム建設中止を求める会通信

No. 46 (2002. 6. 17)

事務局 TEL/FAX 0584-78-4119

大垣市田町1-20-1 近藤方

西濃自治体1市13町を訪問しています

昨年の暮れに西濃1市13町に対して、徳山ダムで開発される水を上水道の水源として引き受ける予定があるか、とアンケートを行った。しかしどの町からも満足な回答が得られなかったので、連休明けの5月10日から6月3日にかけて11町(安八町、墨俣町、輪之内町、大野町、揖斐川町、池田町、平田町、南濃町、海津町、垂井町、関ヶ原町：大垣市と神戸町・養老町は都合により後日)を訪問、要望書(次ページ)を手渡して町長や助役と話し合いを行った。

どの町も、上水道として頼っている地下水は現状では足りている、としながらも、地下水の供給が困難になる場合を考え、将来に向けて取水権は確保しておく必要がある、と言う。その為に自分の町でいくらの費用負担となるか、その試算を尋ねてみたが、「徳山ダムは多目的ダムだから」「洪水調節、渇水時の水の供給、発電などに役立つ」と話し合いの焦点をぼかそうとするばかりであった。さらに不思議なことに、県の水資源課の説明によると、供給水量の1.5立方メートル/秒は地元からの要望によって割り出されたものとするが、各自治体から具体的な水量の要望をしたことはなかったはずだという。誰も水を必要としていないのに、水需要だけが一人歩きしているのには驚かされた。

治水論を持ち出さなかった町(例えば南濃町)は、地下水を表流水に切り替えるとなると126億円の建設費の他に導水管などの施設の建設に数百億円という追加投資が必要となると知るに及び、その費用があまりに膨大なので、現在の経済状態から考えて再検討する必要がある、との認識を持ったものの、こんな小さな町ではとてもとても……と自ら呼び掛け人になろうとする姿勢は見られなかった。しかるべき中心的な町からの呼び掛けがあれば、そのテーブルについて話し合う気持ちはある、との受動的立場を崩さなかった。

(上田 武夫)

恒例・徳山村キャンプ

8月24日(土)・25日(日)

昨年は50人もの参加を得て賑わいました。今年も大規模なものになりそうです。

8月24日のお昼頃に大垣を出発し、25日の午後の早めの時間に帰着します。

参加費：3500円(24日夕食・25日朝食：子供は無料)

詳しいことについて詳しくお知りになりたい方、参加ご希望の方は、事務局に

電話でご連絡下さい。 0584(78)4119 (FAX兼) 近藤方

要望書

2002年*月*日

〇〇町長 〇〇様

徳山ダム建設中止を求める会
代表 上田 武夫
運営委員一同

私たちは、揖斐川流域住民として、徳山ダム建設には疑義をもっています。

徳山ダムが完成すると、この地域1市13町の水道の水源を転換して徳山ダムの水、つまり揖斐川の表流水を使う、とされています。「表流水への水源転換への取り組みが望まれています」(旧建設省資料)。水の豊富なこの地域でわざわざ徳山ダムの水を買わなくてはならなくなるのは納得できません。

徳山ダムによってこの地域に供給される予定の水道水は1.5m³/秒(日量約13万トン)とされています。現在この地域の日平均給水量は約12万トンです。これからは人口は増えませんから、現状以上の水は必要ありません。もし徳山ダムの水の供給を受けると、現在もっている自己水源をすべて放棄することになってしまいます。利水安全上も問題があります。

岐阜県開発企業局水資源課によると、この分の水源費負担分は126億円(建設費負担分一補助金+金利)だそうです。しかし川の表流水を使うとなるとそれだけではすみません。川からの導水管や浄水場など新たな施設が必要となります。この地域全体で数百億円の追加投資となるのは間違いありません。その負担は必ず水道事業者たる市や町が背負い、結局は地域の住民の肩にのしかかります。

現在の水源を放棄して徳山ダムの水を受けるということは、住民生活の根幹にかかわる重要な事項です。水道事業に責任を持つ自治体は、科学的根拠を持った水需給見通しと今後の水道事業計画をきちんと住民に明らかにして、その是非を住民に問わなくてはならないはずですが。しかし今まで住民には何も知らされていません。

徳山ダム裁判でも明らかにされているように、この地域に新しい水源は必要ありません。住民に必要な水の負担を強制するような町政は間違っています。

貴町において、「徳山ダムの水は要らない、引き受けない」という立場を一刻も早く鮮明にして頂くことを要望します。
以上

自治体を訪問して廻って、改めて感じるのは自治体が自分の頭で考えていない、ということである。「言われてみると、西濃地域にダムの水が供給されることになるらしい」という程度の認識はあるようだが、「どれだけの量をどれだけの負担」という肝心な情報を収集しようとしていない。「洪水調節のため」「渇水のため」というが、徳山ダムは水資源公団の作る水資源ダムである。そして「徳山ダムさえできれば揖斐川流域は洪水からから救われる」とは国交省でさえは言っていない。

情報も集めず、検討もしないで何も漫然と横並びで建設促進を要望していく。「何だか知らないけど国が作ってくれるみたいだから」「県のいう通りにしておいたら無難だ」「他の市町村にならって」というが類である。「岐阜県の99市町村で作る河川協会でも一致して促進しているから」というのが促進の「理由」だと大まじめに言う所もある。

そうやって作られた「地元の要望」が、今度は国交省がダムを作る理由となる。無駄な公共事業で財政と自然を破壊する構造を改めるには、本当の意味での地方分権・自治体の自立が必要だとつくづく感じる。

(近藤ゆり子)

「水不要」態度表明を!!

徳山ダム 市民団体 西濃地域14市町に要望

藤橋村に建設中の徳山ダムに反対する大垣市の市民団体「徳山ダム建設中止を求める会」(上田武夫代表)が、利水対象地域とされる大垣市など西濃地方14市13町に対し、「ダムの水はいらない、引き受けない」との態度表明を求める要望活動を行っている。

同会は昨年末、「ダムで開発される水を上水道水源として引き受けるか」などと設問した公開質問状を各自治体へ郵送。納得できる回答が得られなかったとして、今回は町長らに直接訴える活動を開始した。

既に墨俣、安八、関ヶ原、垂井、大野、指斐川の6町を訪問し、町長らに要望書を手渡した。6月中に残る8市町を訪問し、その後は県とも話し合いの場を持ちたいとしている。

20日、大垣市役所で会見した上田代表らによると、ダムの水の引き受けについては6町のうち、安八町を除く5町は態度表明を避けた。安八町は上水道水源に限り「求められた時点で断る」と答えたという。

同会メンバーは「国はダム建設理由を地元の要請と説明するが、地元では巨額の水源費分担金のことすら知らない。不必要な水に住民が多大の負担を強いられる」と話している。【井上章】

5/21 日

徳山ダムの水を引き受けぬよう要望

建設反対の市民団体が西濃14市町に

徳山ダム建設に反対する会(上田武夫代表)は二十日、大垣市役所で記者会見し、利水供給地域

「鉱業権侵害」原告目訴え却下

徳山ダム無効訴訟

岐阜県藤橋村の徳山ダム建設事業をめぐる、周辺に鉛などの鉱業権を持つ岐阜市の飲食業渡辺正道さん(70)が、鉱業権が侵害され、採掘でダムの水も汚染される恐れがあるとして、国土交通相に事業認定の無効確認を求めた訴訟で、岐阜地裁の中村直文裁判長は30日、訴えを却下する判決を言い渡した。

の西濃地域十四市町に対し、ダム完成後の利水に關して徳山ダムの水を引き受けぬという立場を明らかにするよう、各市町に要望をしていることを明らかにした。

同会では、▽現在のこれらの地域の日平均給水量は約十二万トナだが、ダム完成後に開発される上水道用の水は約十三万トナで供給過剰▽この分の水源費負担は約百二十六億円にも上る▽導水管や浄水場など新たな施設が必要で、その負担は水道事業者の地元市町が背負い、住民の肩にのしかかる一としている。

今年十日から各町的首長を中心として、二十日まで行っていて、二十日まで六町を訪問。同会では、「これ以上の利水が必要でないことを認識している自治体もある。財政がひっ迫している状況を踏まえ、ダムの水は引き受けられないという姿勢を打ち出してほしい」と話している。来月末までに全市町に要望を行い、近く県にも要望するという。

判決理由の中で、中村裁判長は「鉱業権の損失は、事業主体の水資源開発公団との補償交渉が可能」と判断。水の汚染については「鉱害防止は建設にかかわらず、鉱業権を持つ者の義務」として、訴えるべき要件そのものを満たしていない、とした。

5/31 朝日

5/21 岐阜

徳山ダム裁判

◎行政訴訟（事業認定取消訴訟・収用裁決取消訴訟）

☆5/8 原告側弁護団団長である在間正史弁護士の証人尋問に対する反対尋問が行われた。この日の審理に先立って、被告側からこれまでよりも詳しい統計資料が出された。

「原告側（証人）の資料のとりまとめはいい加減だ」と言いたいらしいのだが、本質的には原告側が整理した統計と違うものではないから、原告側主張の正しさを一層確認するものとなった。事業認定処分時には、申請者（水公団）・処分者（国交省）ともにまともな資料を作成していなかったことを認めたといえる。

証人尋問終了後、原告側は次回に結審をと要求したが、被告側が「工事の進捗状況などについて述べた」と主張して、結審前にもう1回期日を入れることとなった。

☆6/12 被告側から第13準備書面が出された。「工事の進捗状況（＝昭和46年から工事を始めている。工事は進んでいる）」「事業費の執行状況（すでに事業費の85%も使った）」「地域からの要望（＝県及び市町村議会で促進決議がなされている。西濃自治体で構成する色々な団体から早期完成の要望が毎年ようになされている。地元経済界からも毎年要望がある）」という内容である。争点である水需要予測では、原告側が被告側を圧倒した。追い込まれた被告側は「事業認定取消などしたら大騒ぎになる、『常識のある（＝既成事実追認）』の判決を」という圧力を裁判所にかけてきたのだ。国を被告とする行政訴訟では往々にしてこの手が「効く」のが日本の裁判所の現状なので、嗤ってばかりはいられない。

今回は 10月9日（水）原告側・被告側双方から同時に最終準備書面を提出する。この最終準備書面に裁判所が目を通してから、双方に質問をする期日を1回とって、結審する予定とのこと。結審は年末か。

◎ 公金支出差止訴訟（住民訴訟）

5月24日（金） 次回から立証の予定を立てていくことになった。

今回は6月28日（金）16時 /次々回 7月24日（水）16時

徳山ダム「鉦害」裁判（事業認定無効確認訴訟）は5月30日、判決がありました。「門前払い」の不当なものです。（新聞記事参照）

原告会費本年度後半分（半期5000円）振込用紙を同封しますので、よろしくお願ひします。一般会費・カンパの方もよろしく。

「やめよ！徳山ダム」 徳山ダム建設中止を求める会 代表：上田武夫

編集責任：近藤ゆり子 事務局 〒503-0875 大垣市田町1-20-1
TEL/FAX 0584-78-4119 Email: tokuyama@geocities.co.jp
URL: <http://www.geocities.co.jp/WallStreet/1214/>
郵便振替：00800-7-31632 年会費 2000円